

真言五祖像の修復と嵯峨天皇

— 左大将公宛て 空海書状の検討を中心に —

西 本 昌 弘

Restoration of the Portraits of the Five Patriarchs and Emperor Saga

— Focusing on Kukai's Letter Addressed to the Left Chief of the Guards

Masahiro Nishimoto

The original Portraits of the Five Patriarchs of the Shingon Buddhism that Kukai brought back from Tang have been handed down in Toji Temple. With the portraits of Ryumo and Ryuchi newly added in Japan in the 12th year of Konin (821), the portraits of the seven patriarchs were completed. It is generally believed that the inscriptions on the seven portraits were handwritten by Kukai, but there were some doubts about it in the old days. In this paper, based on the study of the historical research works, we support the opinion that the biographies on the four patriarchs (Ryumo, Ryuchi, Zenmui, and Ichigyō) out of the seven were not written by Kukai. On the other hand, in the collection of Kukai's letters, 'the Koya Collection of Letters', is the letter concerning the restoration of the Portraits of the Five Patriarchs. The letter addressed to the Left Chief of the Guards (Fujiwara no Fuyutsugu) is the one. It has been believed that the letter was written around the 6th year of Konin (815), but based on our study, it has been made clear that it was written around the 12th year of Konin. In this letter, Kukai requested Emperor Saga to restore the Portraits of the Five Patriarchs, and at the same time, he requested the emperor to write the biographies on the Portraits of the Five Patriarchs following the historical fact about the Emperor of Tang Dynasty. It is highly possible that the Emperor wrote them to reply to Kukai's request. So it can be considered that the inscriptions on the four

patriarchs, in a different handwriting from Kukai's, should have been written by Emperor Saga.

はじめに

延暦二十三年（804）に入唐留学し、不空の弟子であった青龍寺の恵果に師事した空海は、三部の灌頂を授かり、兩部の大法を会得して、大同元年（806）に帰国した。帰国後、朝廷に提出した『請来目録』には、216部461巻の經論などとともに、次のような「仏菩薩金剛天等像・三昧耶曼陀羅・法曼陀羅・伝法阿闍梨等影」が掲げられている。

仏像等

大毗盧遮那大悲胎藏大曼荼羅一鋪、七幅一丈六尺、

大悲胎藏法曼荼羅一鋪、

大悲胎藏三昧耶略曼荼羅一鋪、三幅、

金剛界九会曼荼羅一鋪、七幅一丈六尺、

金剛界八十一尊大曼荼羅一鋪、三幅、

金剛智阿闍梨影一鋪、三幅、

善無畏三藏影一鋪、三幅、

大広智阿闍梨影一鋪、三幅、

青龍寺恵果阿闍梨影一鋪、三幅、
親付法阿闍梨耶、

一行禪師影一鋪、三幅、

右、仏菩薩金剛諸天等像并伝法阿闍梨等影十鋪、

これら仏菩薩等の画像は、師の恵果が「真言秘藏は經疏隱密にして、図画を仮らざれば、相伝すること能はず」と述べたような、真言密教に特有の相伝の観点から、恵果自ら供奉丹青の李真ら十余人を喚して、図絵せしめたものである。

空海が持ち帰ったこれらの仏教絵画のうち、七幅の兩界大曼荼羅はその後転写されて、いわゆる現図曼荼羅にその姿をとどめるが、将来原本そのものはすでに失われて現存しない。一方、金剛智阿闍梨影以下、五鋪の伝法阿闍梨等影は、剥落などで傷みの激しいものもあるが、東寺において現在も伝えられている。

本稿では、東寺に現存する真言五祖像の筆跡をめぐる議論を追い、また五祖像の修復に関する空海書状を検討することで、嵯峨天皇をはじめとする弘仁期の朝廷が、兩界大曼荼羅などの新造とともに真言五祖像の修復を側面から援助し、空海の密教宣布に支援の手を差し伸べている

さまを描き出してみたい。

一 真言七祖像の書風と筆者

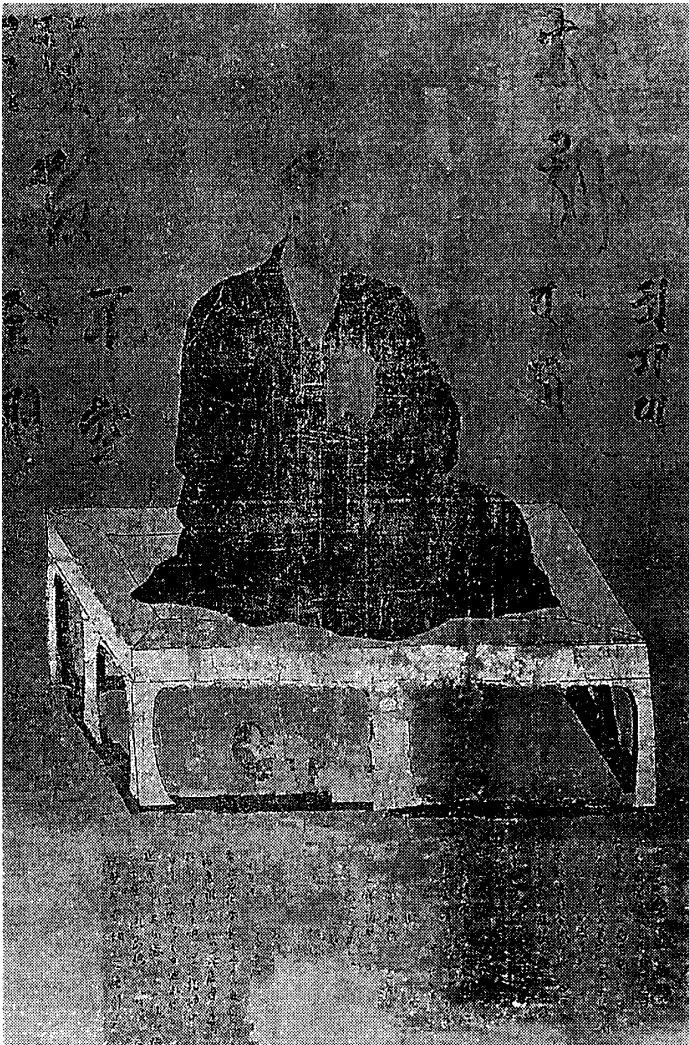
空海が唐から将来した金剛智・善無畏・不空・恵果・一行の五祖像は現在も東寺に伝えられており、弘仁十二年に描かれたとされる龍猛・龍智の二祖像と合わせて、真言七祖像として国宝に指定されている。絹本着色で、いずれも縦七尺（約210cm）余り、横五尺（約150cm）余りの大幅である。祖師の影像はいずれも斜め前を向き、牀座の上に坐した形で描かれ、牀下には履物や水瓶が描かれている。祖師像の上方左右には祖師の名号、下方には行状文が記される。名号は天竺僧である龍猛・龍智・金剛智・善無畏・不空については、梵号と漢名とを独特

の飛白体で書し、中国僧である一行・恵果はその漢名を行書体で書いている。

七祖像の名号や行状文は寺伝などから、いずれも空海の筆とされてきたが、金剛智の行状文のように、ほとんど全面にわたって剥落しているものもあるので、その判定は必ずしも容易ではない。ただ、残りのよい名号や行状文を比較すると、空海のものと異なるようにみえる書風が混じるため、一部に別筆が入っているのではないかとみる説もある。

別筆混入説に先鞭をつけたのは瀧精一氏である。瀧氏は、まず画像の成立年や画法および飛白の書体から、七祖像を金剛智・善無畏・不空・恵果・一行の類と、龍猛・龍智の類に分けて考える¹⁾。前者の五祖像は『请来目録』に明記されており、唐において李真らが描いたものである。一方、後者の二祖像につ

第一図 真言七祖像のうち不空像



(東寺宝物館『弘法大師の書とその周辺』より)

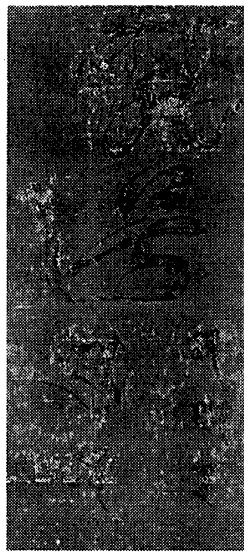
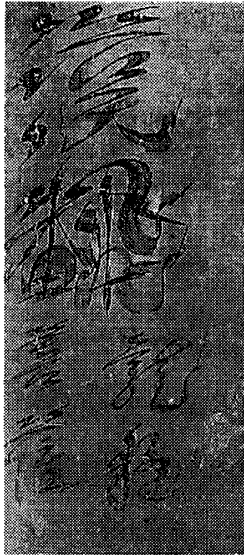
いては、『性靈集』巻七所載の「奉為四恩造二部大曼荼羅願文」中に、弘仁十二年、両界大曼荼羅等とともに龍猛・龍智二像を図するとあり、空海が帰朝後に描き補わせたものである。画法の点においても、五祖像には実物照写の趣がみえ、敦煌・吐魯番出土の絹地唐画と相似するから、唐画と断定してよいが、二祖像は平板で具象の趣が認められず、五祖像中の図を焼き直したように見える。飛白についても、金剛智・善無畏・不空のものが筆格正しく、靈妙の趣致あり、梵字はいずれも的確であるのに対して、龍猛・龍智二像の飛白は筆を横に走らせることが多く、奇を弄したような感があり、梵字は書法が不確実な上に、文字の綴り方が異様で、誤謬とみた方が適當であろうという。

次に、行状文の書体から、善無畏を除く四祖像は空海筆とみてよいが、龍猛・龍智・善無畏の三祖像は大師風とはいえず、四祖像に比べて甚だしく骨気を欠いており、同形の文字を取り出して比較すれば、大きな径庭の存することが認められる。善無畏行状文の絹地は他の部分と異質で、のちに継ぎ合わせたようにみえるので、もとは他の四祖と同様、空海真筆の書があったが、破損したために書き補ったものと想像する。以上を総合して瀧氏は、五祖像は請来の唐画で、善無畏の行状文を除いて、名号もまた大師の筆であろうが、龍猛・龍智の二祖像と善無畏の行状文とは、大師以後相当の年数をへた昌泰年間頃の製作であろうと結論づけた。

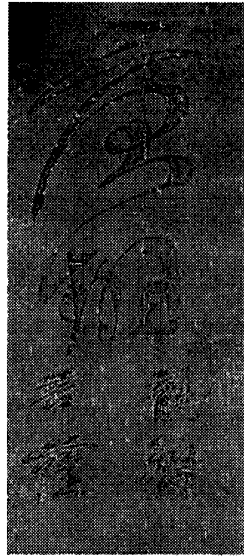
その後、戦前の『書道全集』は、「概しては五祖像の筆跡の雄渾なるに比して、二祖の方は多少運筆に遜色あるを免れがたい気持をする」と述べており²⁾、神田喜一郎氏は、真言七祖像のなかには、空海の真蹟と後人の補写とが混じっているのではなかろうかと指摘している³⁾。また、七祖像の筆跡は大師一人の手になるものとはなし難いとする森暢氏は、龍猛・龍智・善無畏の行状文は同筆であろうとし、善無畏の賛記にみえる「弘仁十二年」の記載と『性靈集』の記載とから、善無畏の行状文は龍猛・龍智二像が描かれた折りに書かれたか、書き改めたものとみられると論じている⁴⁾。瀧説をうけて、別筆混入説が強まったが、これをより発展させたのが内藤乾吉氏である⁵⁾。

内藤氏は、金剛智・不空・善無畏の飛白は見事で、空海らしい特色がみられるが、龍猛・龍智の飛白は甚だしく遊戯的筆法を弄しており、梵字も漢字も何かすっきりしないところがあり、梵字に音を付していない点も、三祖像の場合と異なるという。行状文については、不空・恵果・一行は空海の書であろうとしながら、不空・恵果は行書を主としたものであるのに、一行は行草書のほかに八分の筆意を交え、終わりの方には大師流の遊戯的筆法を用いているとする。また、龍猛・龍智の書風は一行のものに近いようであるが、三祖のような神気横溢のところ感ぜられず、善無畏も草書を主にし、筆力も弱いから、瀧説のように空海の書でないと思わざるをえないと説く。

第二図 六祖像の名号（東寺宝物館『弘法大師の書とその周辺』より）



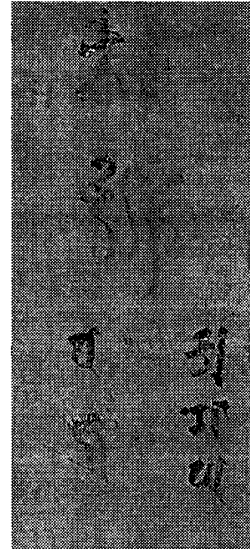
(龍智)



(龍智)



(金剛智)



(不空)

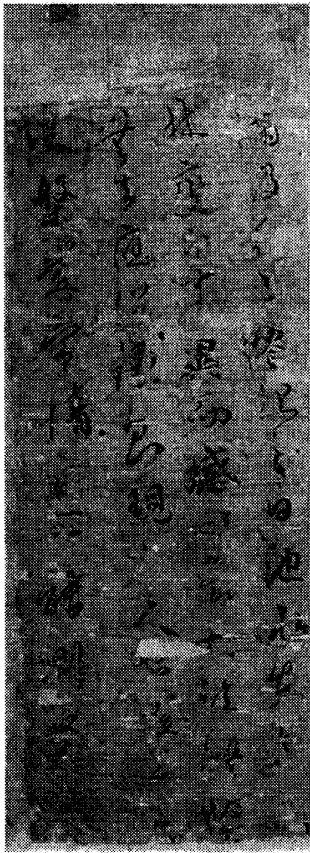


(善無畏)

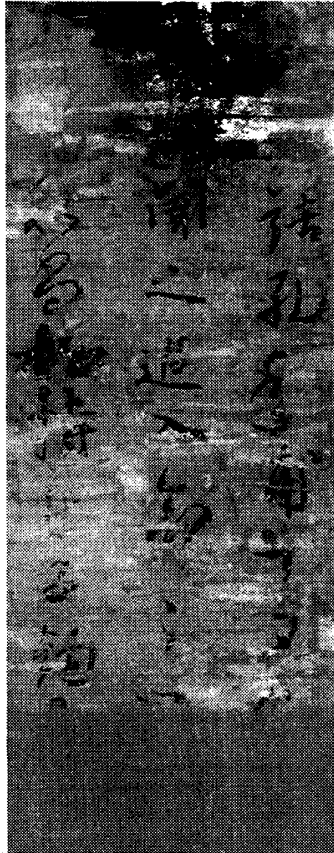


(一行)

第三圖 六祖像の行状文（東寺宝物館『弘法大師の書——御筆七祖影 七幅』より部分引用）



(不空)



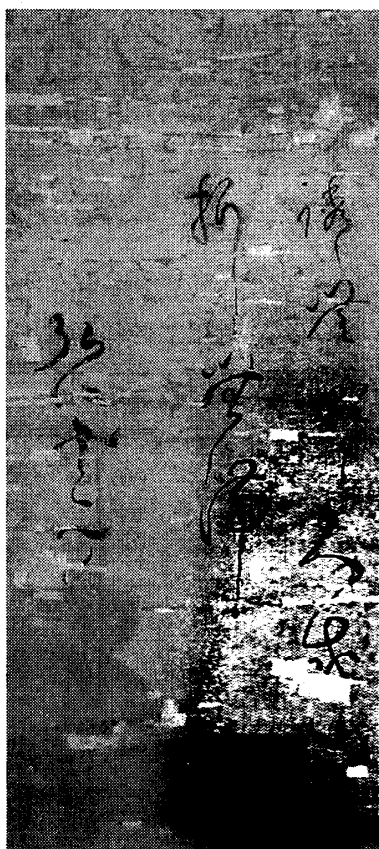
(惠果)



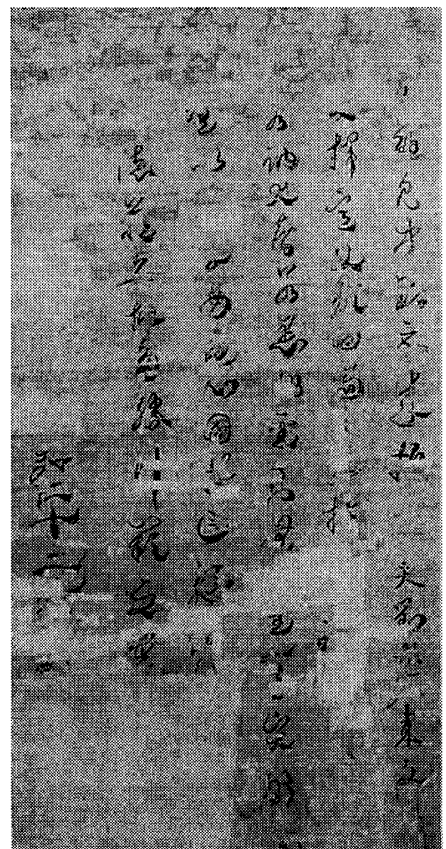
(龍猛)



(龍智)



(善無畏)



(一行)

内藤氏はついで、五祖中の善無畏と一行の行状文の後に「弘仁十二」という紀年の文字があることに注目する。他の三祖は末尾が剥落していて、紀年の有無が不明であるが、七祖の行状文の全文を載せている『真言付法伝』の東寺本をみると、この三祖にはやはり紀年がなく、善無畏には「弘仁十二年九月七日」とあり、一行には「弘仁十二年九月六日書」とある。また、『東宝記』第二に、「密教相承鈔裏書云、石川内供記云」として、「弘仁十二年九月六日、弘法大師於龍猛等影像下、自書行状等文云々、東寺経藏本是也云々」とあり、ついで杲宝自身が、「私云、(中略)龍猛・龍智二祖真影者、大師於本朝被図之、弘仁十二年所被図画廿六鋪随一也、同年九月六日、大師自令書二祖行状文給、見彼影像批記矣」と述べていることを引き、これらの記載を信じれば、龍猛・龍智二祖の行状文および五祖中の善無畏・一行の行状文は、空海が両界曼荼羅などとともに二祖像を図せしめ、その供養をした弘仁十二年九月七日とその前日に書かれたことになると述べている。

内藤説は瀧説をさらに発展させて、龍猛・龍智・善無畏の三祖像に加えて、一行像の行状文についても空海筆であることを疑ったものである。ただし、これら四祖の行状文が弘仁十二年九月に書かれたことを認める点は、昌泰年間補写説をとる瀧説とは異なるものといえる。なお、内藤氏が引用した『東宝記』の記事は、弘仁十二年九月に空海自ら龍猛・龍智の行状文を書いたとしており、この二像の空海筆を疑う内藤説とは齟齬するものである。『東宝記』の記述については、改めて考えてみる必要がある。

その後、飯島春敬氏は瀧説を批判して、七祖像の名号や行状文はいずれも空海の筆であると論じた⁶⁾。瀧氏は龍猛・龍智二像の飛白が筆を横に走らせることが多く、奇を弄したものとしたが、唐高宗の紀功碑の題額などをみると、横に走らせた刷毛目のない直線が目立つ。五祖像から二祖像まで十七年の歳月が経っていることを思うと、五祖像の飛白は字体にも奇体が少なく、全体に硬直感があり、まだ幼稚であったともいえるのに対して、二祖像の飛白では木筆を横に走らせ、細大の変化をつけており、豊かな技術上の練達が加わったといえる。したがって、龍猛・龍智二像の名号は空海によって書かれたものと考えてよいという。

行状文についても、一行像の前半の書風は不空像と共通し、「風信帖」様式に多少の装飾性が加わったものである。善無畏像の前半は隸意を交えて装飾性をもった書き方で、やはり空海の特質を有している。ただし、一行像の終わりの七行は隸意の草書体で書かれ、字間も大きさも異なっており、善無畏の終わりの五行は筆力が弱く不審であり、いずれも別筆とみられる。要するに、五祖像の名号は在唐中の空海の筆であるが、五祖像の行状文は弘仁十二年につけられたもので、一行・善無畏の後半部を除き、いずれも空海の筆であるが、その後、損傷した一行・善無畏の後半部に、大師風の書風で補修が行われたとみる。また、二祖像の名号なども弘

仁十二年に空海によって書かれたものという。

以上の飯島説によって、七祖像の文字のほとんどは空海筆であるとする説が復活し、その後継承された。また、五祖像の行状文が弘仁十二年に付加されたとする見方も現在につながっている。ただし、飯島氏は一行・善無畏二像の行状文の後半部のみが別筆としたが、この点については、中田勇次郎氏の次のような指摘の方が説得力があると思われる。すなわち、中田氏は善無畏像の行状文について、文のはじめを密に、末尾に近づくとつれて疎に書かれているが、こうした書き方は他の五祖の行状文にも多少見られる形式で、善無畏の文ではそれがとくに著しく現れているだけで、首尾の筆法はよく相応じて書かれていると述べる⁷⁾。一行・善無畏二像の行状文は前半と後半で筆が異なるのではなく、同一人の筆跡であると考えた方がよいであろう。

中田勇次郎氏は七祖像の書風について、次のように論じている⁸⁾。名号の飛白については、金剛智・不空・善無畏三祖の書風に共通して大師の筆意が感じられ、一行と恵果にもそれがうかがえる。龍猛と龍智は三祖とは異なり鬚紋の手法があり、三祖が行書なのに、主として草書を用いるが、やはり大師の書風の特色が見出される。したがって、二祖は三祖と異筆ではなく、大師が書体を使い分けて書いたのである。ただ、二祖の場合は梵字に音注の記入がなく、梵字が異体であるというのはなぜか了解に苦しむところである。行状文については、不空・恵果は行書体を用い、雑体書は含まれていない。一行は全体的に行書であるが、第35～36行以降は草体に作っている。善無畏・龍猛・龍智は同一の雑体書の筆法によっている。このように書法が異なるのは、大師が各体の書をよくし、必ずしも七祖すべてに同一の書風をもってしなかったからである。七祖の行状文は不空・一行・恵果と龍猛・龍智・善無畏の二類に分かつことはよいが、それは書かれた日が異なることを示すだけで、いずれも大師の筆跡と認めるべきである。七祖の名号と行状文は弘仁十二年の四月三日から八月末日まで、または九月六日か七日までに書かれたものであろう。

ついで浜田隆氏は次のように述べる⁹⁾。画像については、不空・恵果にすぐれた描写力が認められ、善無畏・金剛智にはパターン化がみられる。日本で補追された龍猛・龍智二像には写貌性は望めない。請来五祖像は画像の下辺に別絹を継ぎ足して、賛文（行状文）を認めているのに対して、龍猛・龍智二祖像は予め画像と同一の絹を下辺まで用意して、その部分に賛文を書いている。これは請来像にはもともと賛文がなく、後日付け加えられたことを示し、二祖像の場合は画像と賛文とが同一時点で行われた可能性を示唆する。善無畏・一行の賛文の奥書に「弘仁十二年」の年記がみえ、この年に龍猛・龍智両像が描かれたことから、請来像の着賛と二像の作画着賛とは同時に行われたことになる。善無畏像のみ一見大師流の異相の書体を示す

が、それ以外はおおむね謹直な行書体で書かれ、大師の真面目がよく示されている。善無畏像も筆勢の相違は後世の補筆にかかっており、子細にみれば各所に大師一流の力強い筆格をうかがうことができる。題字（名号）は不空像がもっともすぐれ、龍猛・龍智二像のものは拙劣である。不空像の題字は作画と同時の可能性があり、他の四幅は弘仁十二年着賛の時点、龍猛・龍智二像はさらに時代が降るものと考えらるべきであろう。

また飯島太千雄氏は研究史をたどりながら、以下のように考察を加えている¹⁰⁾。五祖像の飛白は空海在唐中の書で未熟なものであるが、二祖像の飛白には書法上の進歩のあとがみられ、完熟度の高さが認められる。善無畏と一行の行状文には「弘仁十二年」の年記が入っているが、これらと他の五祖の書風を比較すると、まったく同時性を示しているので、七祖像の行状文を弘仁十二年作とするのは妥当な見解である。請来五祖像には本来行状文がなく、尊像の下で切れた状態であった。空海は弘仁十二年に五祖像に龍猛・龍智二祖像を加えて一具とする企画をたて、それぞれの画像の下に祖師の略伝を書き加えることにしたのである。龍猛・龍智二像が新調の画幅であることは衆知の事実であり、あえて年月日を入れる必要性はなかった。善無畏・一行に年記があるのは、この画幅が恵果より授けられ請来した由緒あるものであるが、行状文だけは弘仁十二年に書き加えたものであるということを示すためであった。とすれば、金剛智・不空・恵果にも年記があったと考えるべきである。

近年では、東寺宝物館の図録において、七祖像の梵号・漢名・行状文はすべて弘法大師の筆跡であり、弘仁十二年四月から九月までの間に書かれたと考えられていると紹介されている¹¹⁾。また泉武氏は、請来五祖像の行状記は本来の絵絹とは違った絹に記されていることから、請来画にはもともと行状記がなく、あとで付加されたものであるとする。また、飛白体の梵漢号・行状記のいずれも空海筆の伝承をもっており、従来はこの伝承を疑問とする見解が多かったが、最近では空海筆として認める傾向が強いと述べている¹²⁾。

以上、真言七祖像に関する研究史を紹介してきた。祖師像の画法の点では請来の五祖像と二祖像とに分かれ、梵号・漢名の飛白体の書風でも、五祖像と二祖像とに分けられる。瀧氏は二祖像の飛白を奇を弄したものとし、内藤氏も遊戯的筆法とみたが、飯島春敬・飯島太千雄両氏の指摘するように、五祖像の飛白に比べて、二祖像の飛白には技術上の熟達が加わっているとみた方が妥当と思われる。ただし、瀧氏のいうように、二祖像の梵字の書法が不確実で、文字が異様である点は見逃せない。内藤氏も梵字に音を付していない点を不審としており、中田勇次郎氏も、梵字が異体であることは了解しがたいと述べている。空海にも誤りがあったとして処理するむきもあるが¹³⁾、空海が祖師の梵号を誤って書くとは考えられない。瀧・内藤・中田の各氏が指摘する違和感は、もっと重視されてしかるべきであろう。

行状文の書風に関しては、文字のほとんど失われている金剛智を除き、(A類) 不空・惠果・一行、(B類) 善無畏・龍猛・龍智の二類に分ける瀧・中田両氏の説と、(A類) 不空・惠果、(B類) 善無畏・一行・龍猛・龍智の二類に分ける内藤説とがある。飯島春敬氏は善無畏と一行の行状文の後半を空海とは別筆とみているから、善無畏と一行に通じる点があることを認める説といえる。また中田勇次郎氏は、雑体書を含まず行書体を用いる不空・惠果と、雑体書を用いる善無畏・龍猛・龍智とを区別しているが、一行は前半に行書を用いるとはいえ、後半は草体を多く用いており、むしろ善無畏などに近い様相を呈している。中田氏自身も、龍猛像の「見」字と「燈」字が一行像のものと同じであることを指摘している¹⁴⁾。内藤氏が龍猛・龍智二祖像の書風は一行のものに近いとしたのは卓見であり、書風からみた七祖像行状文の区分については、善無畏・一行・龍猛・龍智を同類とみた内藤説に従いたいと思う。

五祖像に行状文が付加された時期については、飯島春敬氏の指摘以来、弘仁十二年のことと考えるのが通説化しており、近年では五祖像の名号も同年に書かれたとされている。しかし、五祖像が画像の下に別絹を継ぎ足して行状文を書いているのは、作画と書字とが別々に行われたことを示すのみで、必ずしも空海が帰国後に行状文を付加したことを物語るものではない。そもそも唐で描かれた五祖像に名号が墨書されないまま、弘仁十二年まで放置されていたとは考えにくいことであろう。後述するように、修復以前の五祖像に行状文が記されていたことを示唆する空海書状が残されている。行状文が画像とは別の絹に書かれていることのみをもって、それらが弘仁十二年に付加されたとする近年の通説には従うことができない。

それでは、七祖像の名号や行状文にみられる筆跡の相違は何を意味するのか。これについては、筆者が異なるとみるのが普通であろうが、飯島春敬氏は在唐中の飛白と帰国後の飛白の間に練達度の相違を読みとる。また中田勇次郎氏は、空海が別々の日に書体を使い分けて筆記したと想定している。たしかに中田氏が、「この行状文に見られるような技巧のこまやかな雑体書を駆使しえた人は、果して大師よりほかにあったかどうか疑問である」¹⁵⁾と述べるように、七祖像のような練達した書風をみると、空海以外に筆者を想定しえないと考える心情も理解できないことはない。しかし、龍猛・龍智二像の名号における梵字の不正確な使用が、この書を空海の真筆とみる場合の大きな障害になることは、瀧氏の指摘する通りである。やはり龍猛・龍智の名号や行状文などは空海とは別人の筆跡と考えるのが穏当であろう。

弘仁年間にあつて、空海風の筆致をよくした書の名手は存在しなかったであろうか。こまやかな雑体書を駆使しうる人物でありながら、梵字に関してはやや専門外とする人物がいなかったであろうか。そこで節を変えて、そうした人物の関与を示唆する史料を検討してみたい。

二 左大将公宛て空海書状の年代再考

『高野雑筆集』下には、真言五祖像の修復に関する空海書状が残されている。次に掲げる左大将公宛て書状がそれである。

金剛智三蔵影一鋪、

善無畏三蔵影一鋪、

不空三蔵影一鋪、

一行阿闍梨影一鋪、

恵果阿闍梨影一鋪、

秘密漫荼羅教付法伝二卷、并善無畏三蔵伝一卷、

右、大学寮少属河内浄浜到山庵説左大将相公伝語、空海従大唐所将来三蔵等影及伝等、為比勘讚文等、附使上者、謹承高命奉上、其一行阿闍梨碑文者、大唐玄宗皇帝所製、空海在唐日、上大使訖、今聞、其本奉進太上皇、山房霧濃、像多折損、毎事塵穢、恐触高覧、今望、命工手便加繕修、幸甚幸甚、又唐広智三蔵等告身讚文者、代宗皇帝之御札也、以光釈宗、懸諸日月、釈門栄幸、莫大於此、儻上天有感、同彼故事、仏法栄曜、何亦更加、此竊所願、非敢所望、謹因還李奉状、不宣、謹状、

月日

左大将公閣下謹空

古くはこの史料を真言七祖像の成立と関連させて引用することも行われたが¹⁶⁾、近年ではほとんど顧みられることがなくなっている。この書状の大意は次の通りである。大学寮少属の河内浄浜が空海のいる山庵（高雄山寺）に到り、左大将相公（左大将公）からの伝言を伝えた。左大将相公は空海が大唐より将来した三蔵等の影および伝等が、讚文等を比勘するために必要なので、使者に付して進上せよという。そこで空海は金剛智・善無畏・不空・一行・恵果の影五鋪を、「秘密漫荼羅教付法伝二卷」「善無畏三蔵伝一卷」とともに奉呈し、山房（高雄山寺）は霧が濃いために、像は多く折損し、常に使用するうちに塵穢して、天皇の高覧に触れることを恐れる、工手に命じて繕修を加えていただければ幸甚であると願い出た。このとき空海はあわせて、一行阿闍梨の碑文のこと、唐の広智三蔵（不空）等の告身と讚文のことについても言及している。

上に掲げた書状により、朝廷からの求めに応じて、空海が五祖像を進上し、天皇の目に触れることを前提にして、その修復を依頼していることが判明する。この書状の宛先やその年代については、次のような議論が行われてきた。まず、高木諄元氏は『弘法大師の書簡』のなか

で、宛先の左大将相公が「誰を指すかは詳かでない。一説に藤原内麻呂とするも確証はない」と述べている¹⁷⁾。高木氏は『弘法大師空海全集』所収の『高野雜筆集』の注解中でも、同様の指摘を行いながら、「あるいは藤原冬嗣をさすか」とも推定している¹⁸⁾。その後、後藤昭雄氏は詳細な検討を加え、左大将相公に該当するのは藤原冬嗣であり、この書状が書かれたのは弘仁三年十二月以後、同七年十月以前であると結論づけた¹⁹⁾。後藤氏はこの年代比定にもとづき、空海の『秘密曼荼羅教付法伝』の成立時期は弘仁六、七年に限定できるとしている。高木紳元氏も前著の改訂版である『空海と最澄の手紙』では、後藤説を全面的に受け容れた上で、この書状は弘仁六年頃のものであろうとした²⁰⁾。

後藤氏の論拠は次の二点である。

- ①宛先の「左大将相公」は参議左近衛大将の唐風の呼称であるが、大同以後にあって、これに該当するのは藤原冬嗣であり、冬嗣は弘仁三年十二月から同七年十月まで参議左近衛大将の任にあった。
- ②「左大将相公」の依頼を伝えた河内浄浜は大学寮少属であったが、浄浜は弘仁十四年正月七日、正六位上から従五位上に昇叙された。大学寮少属は官位令によれば従八位下相当である。したがって、浄浜が大学寮少属であったのは弘仁十四年をかなり遡る時期であったと考えられる。

確実な論拠から左大将相公を藤原冬嗣に比定した後藤説は高く評価されてしかるべきものであるが、この書状の年代比定に関しては、異論の入り込む余地がある。まず最初の論拠からみてゆきたい。一般的に「相公」は参議の、「相国」は大臣の唐名であるが、『高野雜筆集』における用例を検討すると、空海は「相公」や「相国」を参議や大臣の意味に限定せず、かなり広い意味に用いていることがわかる。

たとえば、「凶禍常なし」ではじまる藤原園人追悼文とされる書状²¹⁾には、「伏して承る、相国納言、孝養を待たずと」とある。園人は弘仁九年(818)十二月戊辰(十九日)に右大臣東宮傅として薨じたから(『日本紀略』同日条)、「相国」はよいとしても、「相国納言」という表現は異例である。同文中には、「相公、高年と云ふと雖も、冀はくは遐寿を保たむことを」とあるが、ここでは右大臣で薨じた人物を「相公」と呼んでいることになる。

次に、「中冬霜寒し」ではじまる空海書状は、内容からみて弘仁十二年十一月のもので、宛先は藤原冬嗣とされるが²²⁾、そのなかに、両部の大曼荼羅像を図し奉ったのは「両相公の致すところ也」とあり、「二、三の弟子等、両相国に属し奉る」とも記されている。弘仁十二年十一月当時の大臣は右大臣の藤原冬嗣のみで、大納言の藤原緒嗣がこれに次ぐ地位にあった。したがって、通常理解では「両相国」をともに満たす人物は存在しない。また、「二、三の弟

子等」を依嘱した「両相公」は「両相国」と同じ人物をさすと思われるから、ここでは「相公」と「相国」が同義で用いられていることになる。

空海が用いる「両相公」という呼称を考えるさいに参考になるのは、十二月十日付け東宮大夫相公宛て書状である。このなかでも空海は、「両相の知己に憑るにあらざれば、何ぞ三密の玄風を扇がむ」、「これ乃ち二公の舟梁、貧道の宿誓なり」と述べて、「両相」「二公」に謝意を表している。宛先の東宮大夫相公に比定しうる人物としては、藤原冬嗣・藤原三守・良岑安世などの名前があげられているが²³⁾、この書状の差出「南嶽沙門遍照金剛」は、空海がはじめて高野山に登った弘仁九年十一月以降ほどない時期に用いられるものである。実例としては、弘仁十年暮春十日付けの差出「南嶽沙門遍照」がある。したがって、書状の宛先は、弘仁九年六月から同十二年三月まで東宮大夫であった藤原三守をさすと考えてよいであろう。

藤原三守は嵯峨天皇の乳母子といわれ、天皇の藩邸以来の旧臣として重んぜられた。その室安万子は嵯峨天皇の皇后橘嘉智子の姉であり、三守の同母姉美津子は藤原冬嗣の室となって、良房・順子らを生んだ²⁴⁾。一方、『高野雑筆集』のなかには、藤原三守と空海の交流をうかがわせる書状がいくつか残されている²⁵⁾。また、空海が設立した綜芸種智院の土地と建物は藤原三守から提供されたものである²⁶⁾。嵯峨天皇の近臣で、藤原冬嗣とも縁戚関係を持ち、空海とも親密であった藤原三守は、空海書状に見える「両相公」「両相国」のうちの一人としてふさわしい。となると、いま一人の「相公」「相国」は藤原冬嗣であろう。

以上のように考えて大過ないとすると、弘仁十二年十一月当時の冬嗣は右大臣、三守は権中納言であったから、空海は大臣や納言を「両相公」とも「両相国」とも称していることになる。これは、右大臣で薨じた藤原園人を「相国納言」「相公」などと呼んでいることとも符合する。要するに、空海の書状に見える「相公」は参議に限らず、納言や大臣をも包含する広い意味で用いられていたことになる。

したがって、左大将公宛て書状に見える「左大将相公」も、参議左大将だけではなく、納言左大将や大臣左大将をも含意すると考えねばならない。藤原冬嗣は弘仁三年十二月に参議で左近衛大将に任ぜられたが、同七年十月に権中納言、同八年二月に中納言、同九年六月に大納言、同十二年正月に右大臣、天長二年(825)四月に左大臣にそれぞれ昇任したさいに、いずれも左近衛大将を兼ねていた。「相公」を広義に考える場合、「左大将相公」は弘仁七年十月以前とは限らず、それ以降の弘仁末年や天長初年の冬嗣をさすとも考えられるのであり、これだけを手がかりに書状の年代を割り出すことはできない。

そこで、後藤氏のあげた第二の論拠を検討したい。この書状の当時、大学寮少属であった河内浄浜は、弘仁十四年正月に正六位上から従五位上に昇るが、官位令によれば大学寮少属は従

八位下相当であるから、浄浜が大学寮少属であったのは弘仁十四年をかなり遡る時期であったというのである。後藤氏の議論は、令制の官位相当制が平安初期にもそのまま機能していたことを前提にしているが、平安時代の位階制研究によれば、この時期には位階体系の事実上の縮小がみられ、令制の位階システムは大幅に変更されているという。

すなわち黑板伸夫氏は、位階体系の縮小は六位以下の下級位階において著しく、平安中期には正六位上を除く位階は、正規の職事官に関する限り、ほとんど消滅してしまうと述べる。さらに、六国史の最後にあたる『日本三代実録』においては、正六位上を除く下級官位はいまだ機能しているが、官低位高の傾向を背景に、職事官の正六位上への集中はすでに強く現れているとも説く²⁷⁾。

米田雄介氏は、延暦年間以降、正五位上と正四位上に叙せられる官人が減少し、この両官位を越階することがはじまったことを明らかにした²⁸⁾。これをうけて福井俊彦氏は、平安初期には官位相当制の改変が行われるなど、位階制は律令制確立期のように厳格には適用されなくなっており、実質的には矮小化の方向に向かっていたと論じている²⁹⁾

『類聚三代格』巻五をもとに、福井氏が例示した官位相当制の改変のうち、下級官位の改定例をあげると、表1のようになる。いずれも令制の低い相当位階が高いものに改められている。

次に、大学寮の少属や大属に類するような下級官人を、平安初期に限って拾い出してみると、表2のようになる。

例外もあるが、延暦年間にはすでに、八位相当官の大属・少属でも、七位や六位を帯びていることが多く、とくに正六位上や正六位下への集中が目立ってきていることがわかる。

『日本後紀』延暦十八年正月甲戌条には、

唐人大学権大属正六位上李法琬、大炊権大属正六位上清川忌寸斯麻呂、造兵権令史正六位上柴山忌寸千嶋、官奴令史正六位上柴山忌寸諸依、鼓吹権大令史正六位上清根忌寸松山等給月給、愍其羈旅也、

とあり、令制では従八位上相当の大学大属、従八位下相当の大炊大属、同じく大初位上相当の造兵大令史・官奴令史・鼓吹令史などに、いずれも正六位上の官人が任命されていた。帰化唐人を優遇するという側面もあったであろうが、彼らの多くが権官であったことを考慮すると、位階の高さは際立っている。

このように延暦年間には、下級官人の多くが官低位高の傾向のなかにあったのであり、大学寮少属の河内浄浜が令制の規定通り、従八位下を帯びていたとは思えない。浄浜は七位や六位を有していたと思われ、正六位上か正六位下を帯びていた可能性も少なくない。浄浜は弘仁十

表1 平安初期の下級官位改定例

官名	改定前相当位	改定後相当位	改定年月日
大外記	正七位上（令制）	正六位上	延暦2年5月11日
少外記	従七位上（令制）	正七位上	延暦2年5月11日
左右兵衛佐	正六位下（令制）	従五位上	延暦18年4月23日
左右兵衛少尉	従七位上（令制）	正七位上	延暦18年4月23日
少内記	正八位上（令制）	正七位上	大同元年7月21日
文章博士	正七位下（天平2年格）	従五位下	弘仁12年2月17日

〔備考〕『類聚三代格』巻五により、一部、官位令義解・集解の書入れで補った。

表2 平安初期下級官人の帯位

官名（令制相当位）	帯位	姓名	年月	出典
右京大属（正八位下）	正六位上	飯高忍足	延暦7年11月	平一2
右京少属（従八位上）	正六位上	別總万呂	延暦7年11月	平一2
内蔵大属（従八位下）	従六位上	槻本奈豆麻呂	延暦8年6月	平十3799
内蔵少属（大初位上）	正八位上	船（欠名）	延暦8年6月	平十3799
撰津少属（正八位下）	正六位下	物部（欠名）	延暦8年8月	住吉神代記
撰津少属（正八位下）	従七位上	堅部（欠名）	延暦8年8月	住吉神代記
玄蕃少属（従八位下）	少初位上	安倍御笠	延暦24年2月	平八3214
玄蕃大属（従八位上）	正六位下	雀部（欠名）	大同2年7月	平十25
左京少属（従八位下）	従七位下	秦殿主	承和3年2月	平一54
右京大属（正八位下）	正六位下	余福成	承和7年6月	続日本後紀
内蔵少属（大初位上）	正六位上	物部宮守	承和13年12月	続日本後紀

〔備考〕出典欄の「平」は『平安遺文』、一2は第一巻の2頁を示す。

四年正月に正六位上から従五位上に昇叙されたが、大学寮少属であった時期に正六位を帯していたとすると、それは弘仁十四年からそれほど遡る時期とは考えにくい。弘仁十年から同十二年頃ならば十分ありうることと思われるのである。

以上、左大将公宛て空海書状の年代を弘仁三年十二月以後、同七年十月以前とする後藤昭雄氏の論拠を検討してきた。藤原冬嗣を「左大将相公」と呼ぶ時期に関しては、空海書状にみえる「相公」の用例から、弘仁末年や天長初年とみることもできること、大学寮少属河内浄浜の位階からは、弘仁十年から同十二年頃までとみても不自然ではないことを述べた。同書状の年代比定が崩れると、『秘密曼荼羅教付法伝』の成立を弘仁六、七年とする仮説も疑わしくなってくる。同書は従来の定説通り、弘仁十年前後に成立したと考えておくのが無難であろう³⁰⁾。

三 弘仁十二年の五祖像修復と嵯峨天皇

左大将公宛て空海書状の年代を考えるさいの最大の手がかりは、この書状が唐より将来した五祖像の修復を求めたものであるという事実である。『性霊集』巻七には、弘仁十二年に空海が朝廷の援助により、破損した両部大曼荼羅などにかわって、新たに二部大曼荼羅や龍猛・龍智の真影などを図画したことが記されている。勝又俊教氏は左大将公宛て書状にみえる祖師影像の修補依頼を弘仁十二年の二部大曼荼羅新造と関係づけ、その年代を弘仁十二年またはそれ以前と推定している³¹⁾。また赤松俊秀氏は、左大将公宛て書状によって真言五祖像が朝廷に提出されたことと、現存の五祖像に弘仁十二年の空海筆の銘文があることを関連づけて考えている³²⁾。前節での考察結果と照らし合わせても、こうした見方が成立する可能性は高い。

『性霊集』巻七の「四恩の奉為に二部の大曼荼羅を造る願文」には次のようにある。空海は大唐に入って、たまたま導師に会い両部大曼荼羅を図し得たが、その後十八年が過ぎ、絹が破れ色彩も落ち、尊容が変化しようとしている。そこで、天皇・皇后・東宮・大臣らの後援により、弘仁十二年四月三日よりはじめて、八月末日にいたるまで、大悲胎蔵大曼荼羅一鋪八幅、金剛界大曼荼羅一鋪九幅、五大虚空蔵菩薩・五忿怒尊・金剛薩埵・仏母明王各四幅一丈、龍猛菩薩・龍智菩薩の真影などすべて二十六鋪を図し奉った。九月七日にはいささか香華を設けて、曼荼羅を供養した。

唐において図し得た両部大曼荼羅とは、前述した『請来目録』にみえる七幅の両界大曼荼羅をさす。これらが十八年の年月とともに「絹破れ彩落ち」という状況は、左大将公宛て書状にみえた、三蔵等の影像が「多く折損」し、「事毎に塵穢」するという状態とよく対応する。『請来目録』にみえるように、大曼荼羅と五祖影像とは唐の李真らによって同時に描かれたものであった。したがって、五祖像が破損し、その修復を求める書状は、大曼荼羅の新造が開始された弘仁十二年四月頃か、それをやや遡る頃に書かれたと考えるのが穏当であろう。

東寺に現存する真言七祖像のうち、五祖像は空海が唐から将来したもので、龍猛・龍智の二祖像は弘仁十二年に新造されたものである。本稿の記述と関連して注目すべきは、赤松俊秀氏が示唆したように、請来像である一行と善無畏の行状文の末尾に「弘仁十二 □□」と記されていることである。七祖像の行状文と同じ文を載せている『真言付法伝』には、両祖師像の行状文が破損する以前の記述が残されており、それによると、一行の行状文末尾には「弘仁十二年九月六日書」、善無畏の行状文末尾には「弘仁十二年九月七日」と書かれていた。弘仁十二年九月七日は曼荼羅を供養した日であるから、すでに内藤乾吉氏が指摘するように、一行の行状文は供養の前日、善無畏の行状文は供養の当日に書かれたことになる。五祖像の修復が最終

的に完了したのは、善無畏像の行状文からみて、弘仁十二年九月七日のことと考えられ、このことは五祖像の修復が、弘仁十二年の二部大曼荼羅や龍猛・龍智像の新造と深く関わって実施されたことを物語っている。

したがって、空海が五祖像を進上して、その修復を求めた左大将公宛て書状は、二部大曼荼羅などの新造が開始される少し前に書かれたと考えるべきであろう。弘仁十二年の春頃と考えておくのが穏当である。左大将相公に比定される藤原冬嗣はこの年正月九日に、大納言から右大臣に任ぜられた。冬嗣とともに「両相公」「両相国」と称されたと推定される藤原三守は、やはり正月九日に参議から権中納言に昇任した。藤原園人が弘仁九年十二月に右大臣として薨去して以来、約二年ぶりに置かれた右大臣に冬嗣が就任し、三守も権中納言に昇ったことで、嵯峨天皇を固める新体制が発足したのである。空海はこの機会をとらえ、かねてから親交のあった冬嗣を通して、五祖像の修補と二部大曼荼羅などの新造を願い出たのであろう。

前述したように、近年の七祖像に関する研究では、弘仁十二年に龍猛・龍智二像を新造したさいに、五祖像の名号や行状文が付加されたとみるむきが強い。その根拠は、五祖像の行状文が画像とは別の絹に書かれているという事実であるが、これは祖師の画像と行状文が別々の工程で製作されたことを示すのみで、行状文が弘仁十二年に付加されたことを証すものではない。そこで注目すべきは、左大将公宛て書状に、空海が大唐より将来した三蔵等の影および伝等を、「讚文等を比勘せむ為に」進上せよとあることである。この記述からみて、少なくとも五祖像のいくつかには讚文（行状文）が付されていたと考えざるをえない。五祖像に讚文がまったく記されていないとすると、「讚文等を比勘せむ為に」大幅の五祖像を進上する必要はないからである。五祖像には本来行状文が書かれておらず、弘仁十二年に付加されたとする近年の通説には大きな疑問がある。

なお、飯島太千雄氏は善無畏・一行に加えて、金剛智・不空・恵果の行状文にも本来は「弘仁十二年」の年紀があったと推定している。しかし、『真言付法伝』によると、「弘仁十二年」の年紀が付されているのは、善無畏と一行の行状文だけなので、残る三祖にも年紀が書かれていたとは考えられない。善無畏・一行の行状文は弘仁十二年に全面的に修復されたため、その末尾に「弘仁十二年」の年紀が加えられたのであろう。少なくともそれ以外の三祖については、本来から空海筆の行状文が付されており、弘仁十二年の修復は部分的なものであったため、年紀は加えられなかったとみられる。梵号や漢名の飛白については、五祖像とも当初から書かれていたと考えるべきであろう。

さて、五祖像の修復が弘仁十二年の春以降に行われたとすると、同年に新造された龍猛・龍智二像を含めて、七祖像にみられる書風が二類に分けられるのは、どのように理解すればよい

のか。空海風の筆跡をもつ書の名手が五祖像の修復に関与していた徴証はあるのか。その謎を解く手がかりは、左大将公宛て書状のなかの記述にある。

前述のように、空海は将来の五祖像を進上して、その修復を求めたさいに、次のようなことを付言した。

I 其一行阿闍梨碑文者、大唐玄宗皇帝所製、空海在唐日、上大使訖、今聞、其本奉進太上皇、

II 又唐広智三蔵等告身讚文者、代宗皇帝之御札也、以光釈宗、懸諸日月、釈門栄幸、莫大於此、儻上天有感、同彼故事、仏法栄曜、何亦更加、此竊所願、非敢所望、

IIにみえる「また唐の広智三蔵等の告身・讚文は、代宗皇帝の御札なり」とは、唐の不空の告身（任官文書）や讚文が代宗皇帝の宸筆であったことを意味する。これが歴史的事実であったかどうかは不明であるが³³⁾、空海はこれを「釈門の栄幸、此れより大なるはなし」と絶賛している。続けて、「もし上天感有らば、彼の故事に同ぜむ。仏法の栄曜、何ぞ亦更に加へむ。此れ竊かに願ふ所なり。敢へて望む所に非ず」と述べているのは、天皇が代宗の故事と同様のことを行えば、仏法の栄曜この上ないことであると懇願していることになろう。代宗の故事と同様のことを行うとは、嵯峨天皇が位記や讚文に宸筆を加えることを意味する。真言五祖像の修復を求めたさいに、このことを所望しているのであるから、空海は五祖像の讚文に嵯峨が宸筆を加えることを願ったものとみなせよう。

このように想定してよいとすると、現存する七祖像の名号・行状文のうち、空海のものとは異なる筆跡は、嵯峨天皇のものである可能性を考えてみる必要があるのではないか。そのさい興味深いのは、空海が五祖像とともに、「秘密漫荼羅教付法伝二巻」と「善無畏三蔵伝一卷」を進上していることである。あわせて空海が、「一行阿闍梨の碑文は、大唐玄宗皇帝の製る所なり」、「今聞くならく、其の本、太上皇に奉進すと」と述べていることも注意される。『秘密曼荼羅教付法伝』は『広付法伝』とも称されるもので、真言密教の付法祖師の伝記を叙述したものである³⁴⁾。第一祖大日如来、第二祖金剛薩埵、第三祖龍猛菩薩、第四祖龍智菩薩、第五祖金剛智三蔵、第六祖不空三蔵、第七祖恵果和尚の伝記がそれである。この『広付法伝』には善無畏と一行の伝記が収められていないので、善無畏については別に「伝一卷」を送り、一行については、伝を記した「碑文」が平城太上天皇のもとにあると申し添えたのである。

こうして嵯峨天皇のもとには左大将公藤原冬嗣を通して、龍猛・龍智を含む真言七祖の伝記と善無畏・一行の伝記が届けられていたのである。弘仁十二年の春以降、五祖像の修復がはじまり、二部大曼荼羅などとともに龍猛・龍智二像の新造が開始されるが、嵯峨は空海の求めに応じて、大唐皇帝の故事にならい、祖師像のいくつかの名号と行状文を書いたのではないか。

前述した七祖像の書風などからみて、嵯峨天皇は新造した龍猛・龍智二像に梵号・漢名と行状文を書き、破損箇所を補修した五祖像のうち、善無畏と一行の行状文を新書したものと推定される³⁵⁾。善無畏と一行にはもともと空海筆の名号と行状文が存在したが、行状文の破損が進んだため、のちに嵯峨の筆で新補されたとみられるが、この両像にはもともと行状文が書かれていなかったとみることも可能である。龍猛・龍智の行状文が大師風の書風をもつにもかかわらず、名号の梵字に不備があるのは、嵯峨天皇の書であると考えれば納得がゆく。

そのさい問題となるのは、空海が龍猛・龍智二像の行状文を書いたとする『東宝記』の記載である。前述のように、同書所引の「石川内供記」がこのように述べ、杲宝自身も「見彼影像批記矣」として、弘仁十二年九月六日に大師が自ら二祖行状文を書いたと主張した。しかし龍猛・龍智二像の行状文には「彼影像批記」に当たるような記載は認められない。一方、善無畏像と一行像の行状文末尾には「弘仁十二年九月七日」「弘仁十二年九月六日書」との記載が存在した。こうした事実を勘案すると、『東宝記』の記載は龍猛・龍智二像が弘仁十二年に新造されたということと、善無畏・一行二像の行状文末尾に「弘仁十二年」云々の年紀が入っていることを重ね合わせて、空海が弘仁十二年九月六日に龍猛・龍智二像の行状文を書いたと理解したものと想定できよう。『東宝記』の記載はあくまでも一つの仮説であるにすぎず、嵯峨天皇が龍猛・龍智二像の名号と行状文を書いたとする本稿の想定への障害にはならない。

嵯峨天皇の宸翰「光定戒牒」が空海の書風によく似ていることは、従来から指摘されるところで、嵯峨は空海の独自の癖まで学んだといわれる³⁶⁾。中田勇次郎氏は、善無畏の行状文に見える「気」字や「開」字が龍爪書のような書法で書かれているのは、「光定戒牒」の「於」字や「光定」二字の書法と通じるものがあると述べている³⁷⁾。龍猛・龍智二像の飛白が熟練度の高いものであることは前述したが、嵯峨天皇がこれを書いたとすると、天皇が飛白体をわがものとしていたことを示す。

空海は弘仁二年六月、「劉希夷集」を書して献納したさい、あわせて「飛白書一卷」を進上し、天皇に一覧をすすめている（『性靈集』巻四）。また同年八月には、不空三蔵の碑一卷とともに「鳥獸飛白一卷」を天皇に奉覧している（同上、巻四）。さらに弘仁五年九月一七日、嵯峨天皇は多数の屏風を東大寺北倉から出藏したが、そのなかの一つに「飛帛」屏風一帖がある（正倉院御物出納文書中の「双倉雑物出入帳」）³⁸⁾。この「飛帛」は「飛白」と同義である³⁹⁾。空海からの書法提供を受けて、嵯峨が飛白体の習熟に努めていたことは想像に難くない。一方、弘仁五年の閏七月には、空海が嵯峨に「梵字悉曇等の書」を献じているが、密教の僧侶ではない者が、梵字を習得するのは困難であったのであろう。

嵯峨天皇が空海の依頼に応じて宸筆を揮ったとは考えにくいとの異論もあろうが、空海は大

同四年十月に「世説屏風」を書して献上して以来、「劉希夷集」を書写献納し、またさまざまな名筆の書を進上してきた。弘仁九年には嵯峨の命により、平安京宮城南面諸門の題額を書いている（『拾芥抄』中巻、『弘法大師御伝』下）。さらに、弘仁十一年十月には嵯峨は宸筆にて大法師位の位記を書き、空海に賜わっている（『諡号雜記』弘法大師諡号事⁴⁰、『高野大師御広伝』上など）。弘仁十二年に嵯峨天皇が空海の求めに応じて、真言七祖像のうちのいくつかに宸筆を揮うことはありうることである。

真言五祖像の修復および二祖像などの新造は、この時代を代表する名筆家たる嵯峨天皇と空海の共同作業の所産であった。弘仁九年の殿閣門号の唐風化と題額の揮毫が、政治の舞台たる平安宮を荘厳する意味をもったとすると、弘仁十二年の五祖像の修復と大曼荼羅などの新造は、新仏教たる真言密教を荘厳する大きな意義をもったということができよう。

おわりに

以上に述べたところを要約すると次のようになる。

- 一、左大将公宛て空海書状は弘仁十二年春頃に書かれたもので、その宛先は右大臣左近衛大将であった藤原冬嗣である。
- 二、空海は藤原冬嗣を通して、嵯峨天皇に真言五祖像の修復を依頼し、あわせて唐皇帝の故事にならひ、祖師像の讚文（行状文）に宸筆を加えられんことを所望した。
- 三、嵯峨天皇は空海の求めに応じて、損傷の激しかった善無畏・一行両像の讚文を新補するとともに、新造した龍猛・龍智二像に名号と讚文を揮毫した。
- 四、七祖像の書風が二類に分けられるのは、一方が在唐中の空海の筆、他方が弘仁十二年の嵯峨天皇の筆であるからである。

空海の没後、弟子の実恵が唐青龍寺の義明に宛てて送ろうとした書状には、「また胎蔵・金剛界曼荼羅、五大忿怒、十大護者等の像、御願有りて刻画す。或いは信心の勢家、各々一会を分ちて、丹青真を写す」と書かれていた。弘仁十二年の二部大曼荼羅などの新造は、嵯峨天皇の御願であるとされ、「信心の勢家」が曼荼羅の一会（一区画）を分担して書写にあたったというのである。

前述したように、弘仁十年頃に「東宮大夫相公」藤原三守に宛てたと推定される空海書状では、「両相の知己に憑るにあらざれば、何ぞ三密の玄風を扇がむ」とある。また、弘仁十二年十一月の藤原冬嗣宛てと推定される空海書状では、両部の大曼荼羅を凶し奉ったのは「両相公の致すところ也」とみえている。「両相公」の冬嗣と三守が空海の密教宣布を強く支持していたことがうかがえる。左大将公宛て空海書状にみえる五祖像の修復依頼も、基本的にはこうし

た空海と「両相公」の関係にもとづくものであろう。弘仁十二年における五祖像の修復および二部大曼荼羅などの新造事業は、この二人の働きかけを軸として、嵯峨天皇や多くの「信心の勢家」の支援をうけて展開されたものであった。

一方で、真言五祖像の修復や真言七祖像の成立は、唐日における真言布教の法脈を確認する機会ともなった。五祖像や七祖像に込められた龍猛—龍智—金剛智—不空—恵果とつづく法脈は、恵果の付法弟子空海によって継承されるべきことが暗示されている。弘仁十二年における真言七祖像の成立は、真言付法の法脈における空海の正統性を承認し、朝廷が空海を積極的に支援しはじめる機縁となったものと評価することができよう。

注

- 1) 瀧精一「東寺七祖画像の研究」(『国華』344・355、1919年。のち『瀧拙庵美術論集』日本篇、座右宝刊行会、1943年に所収)。
- 2) 「七祖像賛」(『書道全集』11、平凡社、1936年) 11～12頁。
- 3) 神田喜一郎「三筆について」(『書道全集』11、平凡社、1955年) 16頁。
- 4) 森暢「画像史における真言七祖像の影響」(『美術史』4-3・4、1956年。「真言七祖像の系譜」と改題して『鎌倉時代の肖像』みすず書房、1971年に所収)。
- 5) 内藤乾吉「七祖像賛」(『書道全集』11、平凡社、1955年)。
- 6) 飯島春敬「空海筆の風信帖と七祖讚」(『日本書道大系』2、講談社、1971年)。
- 7) 中田勇次郎「真言七祖像賛并行状文の書」(『弘法大師真蹟集成』解説、法蔵館、1974年) 137頁。
- 8) 中田勇次郎「真言七祖像賛並行状文」(『書道芸術』12、中央公論社、1970年)、同注(7)論文。
- 9) 浜田隆「弘法大師と密教美術」(中野義照編『弘法大師研究』吉川弘文館、1978年)。
- 10) 飯島太千雄 a 「真言七祖像研究(一) 名号・題賛」(『墨美』283、1978年)、同 b 「真言七祖像研究(二) 行状文」(『墨美』285、1978年)。
- 11) 東寺宝物館『弘法大師の書とその周辺』(1987年)、同『弘法大師の書—御筆七祖影 七幅』(2002年)。
- 12) 泉武夫「真言七祖像」(『日本の国宝』7、近畿5 [京都]、1999年)。
- 13) 飯島春敬注6)論文。
- 14) 中田勇次郎注7)論文132頁、同注8)論文201頁。
- 15) 中田勇次郎注7)論文141頁、同注8)論文202頁。
- 16) 『東宝記』第二では、祖師真影の項に『請来目録』『性靈集』巻七とともに左大将公宛て書状が引かれている。また、向井隆健「『秘密曼荼羅教付法伝』」(『日本仏教美術』22、1987年) 74頁は、「『高野雑筆集』巻下には祖師像や『付法伝』の記述のある関連の文章があるが年月日が不詳であるので大変残念である。この文の著述年が推定できれば甚だ有効である」と述べている。
- 17) 高木神元『弘法大師の書簡』(法蔵館、1981年) 109頁。なお、左大将公を藤原内麻呂とするのは赤松俊秀氏の説である(赤松「空海と最澄—高雄山寺をめぐる—」『仏教芸術』92、1973年、61頁)。
- 18) 『弘法大師空海全集』第七巻(筑摩書房、1984年) 99頁。
- 19) 後藤昭雄「入唐僧の将来したもの—讚と碑文—」(『論集平安文学』2、勉誠社、1995年)。
- 20) 高木神元『空海と最澄の手紙』(法蔵館、1999年) 97頁。
- 21) 勝又俊教編『弘法大師著作全集』第3巻(山喜房仏書林、1973年) 534頁、高木神元注17)著書122頁、同注20)著書109頁。

- 22) 高木神元注17) 著書74頁、同注20) 著書66頁。
- 23) 高木神元注20) 著書116～117頁。
- 24) 渡里恒信「藤原三守についての一考察」(『古代文化』47-6、1995年)。
- 25) 「伏して輔仁簡に当たり、遷りて相に拝せられると承る」ではじまる左兵衛督藤原相公閣下宛ての書状は、「未審(いぶかし)、聖躬いかん、望むらくは垂示されむことを」との一節をもち、「依頼をうけていた聖体不調の平癒祈願の結果をたずねたものである」(高木神元注17) 著書84頁、同注20) 著書75頁)。嵯峨天皇の不予を承った空海は、弘仁七年十月八日から天皇の御厄を祈請しているから(『性靈集』巻九、「祈誓弘仁天皇御厄表」)、この書状はその頃のものと考えられる。藤原三守はこの年十月二十七日に参議に任ぜられたが、彼はこれ以前の弘仁五年八月から左兵衛督の職にあった(『公卿補任』、『続日本後紀』承和七年七月庚辰条)。宛先の左兵衛督藤原相公閣下とは藤原三守をさし、空海は三守が参議となった直後にこの書状を出したのであろう。また、「昨日諸公、松巖を尋ぬることを勞し」ではじまる吏部侍郎閣下宛ての書状があるが、藤原三守は弘仁五年正月に式部大輔に任ぜられて以来、同十二年正月頃まで長く同職に在任していたと思われるから(『公卿補任』)、ここにみえる吏部侍郎閣下も三守である可能性が高い。柳井滋氏もこの吏部侍郎を藤原三守と考えている(柳井「綜芸種智院と藤原三守」『国語と国文学』54-11、1977年、106～107頁)。
- 26) 『性靈集』巻10、「綜芸種智院式并序」、柳井滋注25) 論文。
- 27) 黒板伸夫「位階制変質の一側面」(『日本歴史』431、1984年)、同「平安時代の位階制度」(滝川政治郎博士米寿記念論集『律令制の諸問題』汲古書院、1984年)。
- 28) 米田雄介「正五位上と正四位上の越階について」(『続日本紀研究』151、1970年)
- 29) 福井俊彦「位階制について」(『続日本紀研究』153・154合併号、1971年)。
- 30) 向井隆健注16) 論文73頁は、同書が「弘仁十年前後に成立した可能性は強いと思う」と述べている。また、金岡秀友編『新装版空海辞典』(東京堂出版、1999年)所収の「空海年表」では、弘仁十年の欄に、「この頃、『秘密曼荼羅教付法伝』(中略)を著す」と記されている。
- 31) 勝又俊教注21) 編著524～525頁。勝又氏はこの書状を「左大将某宛 弘仁十二年」として掲げ、注解において「年月日不明。『性靈集』巻七の「四恩の奉為に二部の大曼荼羅を造する願文」と関係があり、弘仁十二年より以前と推定される」と述べている。
- 32) 赤松俊秀「最澄と空海」(『大谷学報』53-2、1973年)13頁。
- 33) 後藤昭雄注19) 論文が紹介しているように、不空の「告身」は『代宗朝贈司空大弁正広智三藏和上表制集』(『不空表制集』)に三首伝えられている。永泰元年(765)十一月に特進試鴻臚卿となし、大広智不空三藏の賜号を与えた制書(巻一)、大暦九年(774)六月に開府儀同三司となし、肅国公に封じた制(巻四)、示寂直後の同年七月に司空を贈り、大弁正広智不空三藏和上の諡号を与えた制(巻四)の三つである。しかし、『不空表制集』の文面からは、これらの官を受ける告身が代宗の宸筆であったかどうかは確認できない。『貞元新定釈教目録』巻十六には、大暦九年六月、病を得た不空に官封を授けるさい、「天慈曲げて臨み、錫ふに官封を以てす」とある。空海の『秘密曼荼羅教付法伝』巻二では、このことが「皇帝親ら臥房に臨みて、賜ふに官封を以てす」と記されている。代宗が不空の臥房に臨み、官封を賜ったのなら、その告身は宸筆であった可能性が高いであろう。一方、不空の讚文については、『不空表制集』巻四に、巖野作の「三藏和上影讚并序」と飛錫作の「唐贈司空大興善寺大弁正広智不空三藏和上影賛」が収められるが、後者は「飛錫撰并書」とあり、前者についても代宗の宸筆かどうかは明らかでない。『付法伝』や『略付法伝』の著作目的を分析した松永長慶氏は、付法系譜の正統性を立証するために、空海が独自の解釈や判断を加える場合があることから、両書を歴史的事実の忠実な記録とみなすことはできないと論じている(松長「『付法伝』の典拠と著作目的」中野義照編『弘法大師研究』吉川弘文館、1978年)。不空の告身や讚文が代宗皇帝の宸筆であったとする空海の発言についても、それが歴史的

事実であったかどうかは改めて検討しなければならない問題であろう。

- 34) 向井隆健注16) 論文、松長長慶注33) 論文、稲谷祐宣「空海作広略付法伝について」(『印度学仏教学研究』11-1、1963年)。
- 35) 一行像の行状文には、「掩化の日、玄宗皇帝自親ら碑銘を製り、并せて石上に書す。其の詞に曰く」として、長文にわたって玄宗御製の碑文が引かれている。空海が在唐中に藤原葛野麻呂に進上し、のちに平城太上天皇に奉進されたという玄宗所製の「一行阿闍梨碑文」が、この行状文作成のさいの下敷きになっていることは容易に想像できる。したがって、嵯峨天皇のもとに進上された祖師伝などをもとに、天皇自身が行状文を撰述した可能性も考えられる。ただし、龍智像の行状文末尾に「貧道、大唐の貞元廿二年、長安の醴泉寺に於いて」云々とあるのは、空海自身のことを述べたものである。龍猛・龍智二像の行状文は『秘密曼荼羅教付法伝』所載の伝文とほぼ同文であるから、嵯峨天皇は同書の龍猛伝と龍智伝によりながら、二像の行状文を書き上げたのであろう。
- 36) 神田喜一郎注3) 論文20頁、堀江知彦「解説」(『書道芸術』13、中央公論社、1972年)184頁、島谷弘幸「嵯峨天皇宸翰哭澄上人詩」(『MUSEUM』391、1983年)33~34頁。
- 37) 中田勇次郎注7) 論文136頁。
- 38) 『大日本古文書(編年文書)』卷二十五附録、62頁。
- 39) 飯島太千雄注10) b 論文105頁。
- 40) 『大日本史料』第一編之五、延喜十八年八月十一日条。